

平成 20 年 2 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社東京スター銀行
代表者名 代表執行役頭取 CEO
タッド・バッジ
(コード番号 8384 東証第 1 部)
問合せ先 広報・IR チーム
(TEL 03-3586-3111 (代表))

当行株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

株式会社東京スター銀行（以下「当行」といいます。）は、本日開催の取締役会において、以下に記載する共同買付者（以下「公開買付者」といいます。）による当行株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、下記のとおり賛同の意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

公開買付者は、それぞれ独立に、当行に投資する事業を行うことを目的として組成された、国内外の投資家が資金を提供しているファンドであり、アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合から、直接的又は間接的に、当行に関する分析・調査等の情報提供、及び株式取得ストラクチャー等に関するコンサルテーションを、それぞれ受けています。

なお、本表明に係る決議は、本公開買付けが成立した場合には、その後公開買付者が当行を 100%子会社化する予定であること、及びその後当行が上場廃止となる予定であることを前提としております。

記

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	① ジャパン・ブルー・スカイ・キャピタル・パートナーズ・エルピー (Japan Blue Sky Capital Partners, L.P.) ② ジャパン・バンキング・インベストメント・パートナーズ・エルピー (Japan Banking Investment Partners, L.P.) ③ トウキョウ・キャピタル・マネジメント・パートナーズ・エルピー (Tokyo Capital Management Partners, L.P.) ④ ケイマン・ストラテジック・パートナーズ・エルピー (Cayman Strategic Partners, L.P.)
(2) 主 な 事 業 内 容	① 当行に投資する事業を行うこと ② 当行に投資する事業を行うこと ③ 当行に投資する事業を行うこと ④ 当行に投資する事業を行うこと
(3) リミテッド・パートナーシップ契約の効力発生日	① 平成 19 年 6 月 26 日 ② 平成 19 年 5 月 11 日 ③ 平成 19 年 5 月 11 日

	④ 平成 19 年 5 月 11 日
(4) 主たる事務所の所在地	①英国領ケイマン諸島、グランドケイマン KY1-9002、ジョージタウン、メアリー・ストリート 87、ウォーカー・ハウス、ウォーカー・エスピー・ヴィ・リミテッド気付 (c/o Walkers SPV Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9002, Cayman Islands) ②英国領ケイマン諸島、グランドケイマン KY1-9002、ジョージタウン、メアリー・ストリート 87、ウォーカー・ハウス、ウォーカー・エスピー・ヴィ・リミテッド気付 (c/o Walkers SPV Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9002, Cayman Islands) ③英国領ケイマン諸島、グランドケイマン KY1-9002、ジョージタウン、メアリー・ストリート 87、ウォーカー・ハウス、ウォーカー・エスピー・ヴィ・リミテッド気付 (c/o Walkers SPV Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9002, Cayman Islands) ④英国領ケイマン諸島、グランドケイマン KY1-9002、ジョージタウン、メアリー・ストリート 87、ウォーカー・ハウス、ウォーカー・エスピー・ヴィ・リミテッド気付 (c/o Walkers SPV Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KY1-9002, Cayman Islands)
(5) ジェネラル・パートナー	① ジャパン・ブルー・オーシャン・キャピタル・パートナーズ・リミテッド(Japan Blue Ocean Capital Partners Ltd.) ② ケイマン・キャピタル・マネジメント・パートナーズ・リミテッド(Cayman Capital Management Partners, Ltd.) ③ トウキョウ・キャピタル・マネジメント・パートナーズ・リミテッド(Tokyo Capital Management Partners, Ltd.) ④ ジャパン・アイルランド・キャピタル・パートナーズ・リミテッド(Japan Ireland Capital Partners, Ltd.)
(6) 出資金の額	①3 米ドル + 360,000 円 ②2 米ドル ③4 米ドル ④2 米ドル
(7) リミテッド・パートナー	①TSB ホールディングス株式会社 TSB 投資組合 25 号 ②ジェイビーアイ・パートナーズ・エルピー(JBI Partners, L.P.) ③ジャパン・アイルランド・インベストメント・パートナーズ(Japan Ireland Investment Partners) ジャパン・アイルランド・コインベストメント・パートナーズ(Japan Ireland Co-Investment Partners) ジェイアイアイピー・トースト・コインベスト・エー(JIIP Toast Co-Invest A) ④ケイマン・ティーエスピー・キャピタル・パートナーズ・エルピー(Cayman TSB Capital Partners, L.P.)

(8) 買付者と対象者の関係等	資本関係 (平成 20 年 2 月 4 日現在)	公開買付者①が保有する当行の株式の種類及び数並びに当該株式に係る発行済株式の総数に占める割合は、以下の通りであります。 普通株式：1 株（普通株式の発行済株式総数の約 0.0%に相当）
	人的関係	[該当事項はありません。]
	取引関係	[該当事項はありません。]
	関連当事者への該当状況	[該当事項はありません。]

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当行は、平成 20 年 2 月 4 日開催の取締役会において、公開買付者による当行株券等に対する本公開買付けについて賛同の意を表明することを決議いたしました。従って、当行は、本公開買付けに応募することを、株主の皆様に対してお勧めします。

(2) 本公開買付けに関する意思決定に至った過程

本公開買付けにかかる公開買付者によるプレスリリース(以下「公開買付者プレスリリース」といいます。)によれば、公開買付者は、それぞれ独立に、当行に投資する事業を行うことを目的として組成された、国内外の投資家が資金を提供しているファンドであり、アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合から、直接的又は間接的に、当行に関する分析・調査等の情報提供、及び株式取得ストラクチャー等に関するコンサルテーションを、それぞれ受けています。当行は、昭和25年に相互銀行として創立された株式会社東京相和銀行の資産、負債、顧客基盤を引き継いで、平成13年6月に創業致しました。当行は、創業以来、「Financial Freedom（ファイナンシャル・フリーダム）～お客さまをお金の心配から解放する～」を企業フィロソフィーに掲げ、“役に立つ銀行になる”ことを目標に、お客様に金融サービスや商品に対しての理解を深めていただき、お客様一人ひとりのニーズに対する解決策を探すお手伝いをするという過程を経て、お客様との長期的な信頼関係を構築すること（お客様をファイナンシャル・フリーダムに導く ESP(“Education”、“Solution”、“Partnership”)）を实践してまいりました。リテール部門においては、当行は、かかる企業理念にもとづき、資産形成のための情報とアドバイスの提供に特化した新しい形態の銀行店舗「ファイナンシャル・ラウンジ」を全国主要都市に展開するとともに、日本初の預金連動型住宅

ローン「スターワン住宅ローン」をはじめとする、他行にはないユニークで付加価値の高い商品・サービスのラインナップを実現することで、継続的な成長を達成しております。また、法人部門においては、これまで必ずしもニーズに即した金融サービスの提供を十分に受けることができなかった中堅・中小企業のお客様に対し、高度かつ高付加価値なファイナンス商品を提案型営業により提供しております。特に当行では、会社の信用力や物件の担保価値ではなく、対象事業や対象物件の収益力を評価して実行されるノンリコースローンに強みを有しており、従来型の与信スタイルでは大企業に比べて資金調達手段が限定的であった中堅・中小企業のお客様において、資金調達手段の拡充に努めてまいりました。

このような取組みを通じて、創業初年度であります平成14年3月末には4,983億円でありました連結貸出金残高は、平成19年9月末には1兆1,990億円にまで増加いたしました。また、平成19年9月末における金融再生法に基づく連結開示債権比率*は2.99%、連結自己資本比率は10.54%と十分な資産及び財務体質の健全性を確保するとともに、ROEは創業以来15%超を維持し、国内の銀行においてトップクラスの利益水準となっています。

注) 金融再生法に基づく連結開示債権比率とは、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）の開示基準に基く、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに要管理債権の合計額の総与信残高に対する割合をいいます。

当行は、平成17年10月25日資金調達力の多様化と財務体質の強化等を目的として東京証券取引所市場第一部に上場を果たしました。しかしながら、近年我が国の主要な金融機関の多くで財務状況が改善し、多くの金融機関が積極的な事業展開をしていることに加え、異業種からの参入、ノンバンクからのサービス提供範囲も拡大しております。また、当行が主な営業基盤とする首都圏は、従前より金融機関の数が多いことから、当行の営業基盤におけるさらなる競争の激化も予想されます。当行が顧客サービスの一層の向上を図り、今後も競争力を維持・強化するためには、新たな金融商品の開発・投入、新たな地方市場への進出による積極的なネットワークの拡大など、中・長期的な成長戦略の下、多様かつ効果的な施策を適時に計画的に展開する必要があると、また、かかる施策には多額の投資を要することが予想されます。他方で、中・長期的な成長に必要なこれらの施策は、短期的には業績向上には直接結びつかない一面も有していることから、当該施策を実行した後の当面の間は、目に見える形での企業価値向上の実現が困難となる可能性があります。

公開買付者は、現在の当行のビジネスモデルを高く評価した上で、原則として当行の現在の代表執行役3名（以下「当行代表執行役」といいます。）による経営体制を維持しつつ、公開買付者及び公開買付者に対するコンサルテーションを行っているアドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合のもつ経営及び財務ノウハウを活用し、中・長期的な事業戦略の策定・実行支援等当行に対する多様な支援を行い、当行の企業価値のさらなる向上を目指す旨を当行に対し説明しております。当行は、中・長期的な成長戦略の下、公開買付者及びアドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合のもつ金融事業におけるノウハウ及び幅広いネットワークを活用し、また、大きな投資を要する各種施策の策定・実行等について積極的な経営支援を受け、新たな金融商品の開発・投入、新たな地方市場への進出による積極的なネットワークの拡大、異業種企業とのパートナーシップ等によるチャネルの拡大、新事業分野への参入による事業ポートフォリオの多様化、ブランド戦略の強化等を実行することにより、当行の企業価値の更なる向上が期待できると判断いたしました。

当行は、上記のような当行を取り巻く経営環境、経営戦略、業績の見通し、株価の推移、公開買付者の当行に対する理解及び公開買付け後の経営戦略等を、当行の株主を中心とするステークホルダーの観点から総合的に考慮し本公開買付けに賛同するか否かにつき検討を進めました。その結果、公開買付者が当行

の株式を100%取得して当行を原則非公開化し、集中的に上記の各施策を実行していくことが、当行の企業価値のさらなる向上の実現に資するものであると判断いたしました。

なお、公開買付者は、当行の企業価値の一層の向上のため、本公開買付けが成立した場合、基本的には、3年以上の期間、当行の株式を保有して企業価値向上を支援していく方針である旨、公開買付者から説明を受けております。

(3) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び株主に対して当該買付けに応募することを勧めることが妥当であると判断した根拠

公開買付者は、本公開買付けにより、現金を対価として、当行の発行済の普通株式の全て（但し、公開買付者が保有するものを除きます。）及び新株予約権の全てを取得することを企図しています。

本公開買付けは、当行の取締役、執行役その他の経営陣により、またはそれらの依頼に基づき行われるものではなく、また、本公開買付けが成立することを条件に当行の取締役、執行役その他の経営陣が公開買付者に資本参加する予定も現在のところ未定ですが、当行代表執行役3名は、公開買付者からの依頼に基づき、原則として本公開買付けの実施後も引き続き当行の経営に関与していくことを公開買付者と合意していることに鑑み、当行の株主に対して提示される本公開買付けの価格その他の条件について十分な聴取、検討を行い、本公開買付けに関する当行の意見に係る意思決定過程の公正性の担保に万全を期するために、慎重な手続を経ることが望ましいと判断いたしました。

具体的には、当行取締役会は、本公開買付けの提案がなされたことを受け、平成20年1月25日開催の取締役会で、既存の株主を中心とするステークホルダーのために公正な意見を表明することを目的とし、本公開買付けに特別の利害関係を有しない、辻康義、ジャン・クロード・スクレア、田近耕次及び志田至朗の各社外取締役で構成され、その立場で、公開買付者からの情報・説明の聴取、公開買付者との協議及び交渉、最高経営責任者（CEO）によるビジネスプランの検証結果の説明の聴取、財務会計・法務のアドバイザーからの助言取得の上、公開買付者による提案の検討を行い、取締役会に報告する特別委員会（以下「特別委員会」といいます。）を設置いたしました。当行取締役会は、特別委員会の検討結果を取締役会決議の判断材料の一つとすることにより、取締役会決議における意思形成過程の公正性・実効性を高め、本公開買付けにより当行の企業価値が向上するか、公正な手続を通じて当行の株主利益への配慮がなされているかの観点から、当行の取締役会において本公開買付けに対して賛同するか否かを検討することとしました。

また、当行は、当行普通株式の価格算定及び公開買付けに関する助言を受けるため、当行の独立の財務アドバイザーとして、PwCアドバイザリー株式会社（以下「PWC」といいます。）を、公開買付け全般にかかる法的側面からの助言を受けるため、当行の独立の法務アドバイザーとして、森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選任しました。

当行取締役会は、平成20年1月18日付で、PWCより、本公開買付けにおける当行の普通株式の買付価格を検討する際の参考として、株式価値算定書を取得しております。なお、同算定書では、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式、類似会社比準方式及び市場株価基準方式の各方式を用いて当行の株式価値の算定を行っており、また一般通例的な前提条件が付されております。公開買付者が本公開買付けに関する公表を行った平成19年12月21日の前営業日までの過去1ヶ月間及び過去3ヶ月間の株式会社東京証券取

引所における当行普通株式の売買価格の終値の単純平均値はそれぞれ324,810円、331,661円であり、公開買付者による本公開買付けの買付価格360,000円は、当該単純平均値に対してそれぞれ10.8%、8.5%上回る金額となります。また、当行の筆頭株主らの保有する当行株式の移動に関する報道等の要因により、平成19年12月14日以降の当行の市場株価は大きく上昇しております。報道された平成19年12月13日までの過去1ヶ月間及び過去3ヶ月間の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の売買価格の終値の単純平均値はそれぞれ314,762円、330,033円であり、公開買付者による本公開買付けの買付価格は、当該単純平均値に対してそれぞれ14.4%、9.1%上回る金額となります。

特別委員会は、独立のアドバイザーであるPWC及び森・濱田松本法律事務所からの助言を受けつつ、公開買付者より公開買付者及びアドバンテッジ・パートナーズの事業内容、経営・投資方針、業績・投資実績、経営者の経歴、本公開買付けの目的、価格の適正性に関する事項、本公開買付け後における非公開化及び完全子会社化の目的及び株主を中心とする当行のステークホルダーへの影響、本公開買付け後の当行の経営戦略及び業績の見通し、その他関連する事項についての説明を、また、当行代表執行役3名より本公開買付けに関する意見及びその理由、ビジネスプランの検証結果、その他関連する事項についての説明を、それぞれ求めました。特別委員会は、公開買付者からの情報・説明の聴取、公開買付者との協議及び交渉、当行代表執行役らによるビジネスプランの検証結果等の説明の聴取、ならびに財務会計・法務の各アドバイザーからの助言の取得の上、公開買付者による提案の検討を行い、その結果、平成20年2月4日、取締役会に対して、本公開買付けに賛同すると判断することは合理的である旨の報告を行いました。

以上の検討を踏まえ、当行は、平成20年2月4日開催の取締役会（取締役9名中、下記4名の取締役を除く5名出席）において、本公開買付けの買付価格、買付期間その他の条件、当行の経営、事業、財政状態及び業績その他当行が置かれている現在の状況、当行を公開買付者の完全子会社とすること、当行の非公開会社化等が当行の企業価値に与える影響、その他諸般の事情並びに特別委員会からの本公開買付けに賛同すると判断することは合理的である旨の意見等を勘案した上、本公開買付けは当行の企業価値ひいては株主共同の利益に資すると判断し、本公開買付けに賛同することを出席取締役全員の一致をもって決定しました。

なお、当行取締役兼代表執行役であるタッド・バッジ、ロバート・エム・ベラーディ及び入江優は、公開買付者からの依頼に基づき、原則として本公開買付けの実施後も引き続き当行の経営に関与していくことを公開買付者と合意していること、また、取締役エリス・ショートは、本公開買付けに応募の意向を示している当行の大株主の関係者であるローン・スター・キャピタル・インベストメンツ・エス・エー・アール・エルのマネジャー等に平成20年1月15日まで就任していたことから、それぞれ特別利害関係を有する取締役には該当しないものの、本公開買付けに関し事実上の利害関係を有する可能性があるとして、取締役会決議の公正性をより確実に担保する観点から上記取締役会に出席しておりません。

（４）本公開買付け後の予定（いわゆる二段階買収に関する事項等）

公開買付者プレスリリースによれば、本公開買付けは、公開買付者が合計して当行の発行済株式の100%及び全ての新株予約権を取得することを目指して行われますが、本公開買付けで当行の全株式を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け後、以下の方法により、当行の株主に対して当行株式売却の機会を提供しつつ、合計して当行の発行済株式を100%取得することを目指しています。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、①当行を会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）の規定する種類株式発行会社に変更すること、②当行の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すこと、③当行の当該株式の全部取得と引き換えに別個の普通株式を交付すること、及び④当該株式の 1 株に満たない端数しか受け取ることができない株主に対して、法令の手續に従い、当該端数の合計数を売却することによって得られる金銭を交付することにより、合計して当行の発行済株式を 100%取得することを目指しております。

公開買付者は、以上の①ないし③を付議議案に含む株主総会の開催を当行に要請する予定です。公開買付者は、本公開買付けが成立した場合には、それぞれの独立した意思決定として、上記の株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手續が実行された場合には、当行の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当行に取得され、当行の株主には当該取得の対価として当行の別個の株式が交付されることとなりますが、当該株式の上場申請は行われない予定です。当行の株主でかかる株式の 1 株に満たない端数しか受け取れない株主に対しては、会社法及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号。その後の改正を含みます。）に定める手續に従い、当該端数の合計数を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。この点、当該端数の合計数の売却の結果当該株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、この金額が時間の経過による価値の変動等の要因により、本公開買付けの買付価格と異なることが起こり得ます。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当行の株式の数は公開買付者プレスリリース提出日現在未定であります。公開買付者が合計して当行の発行済株式を 100%取得するよう、公開買付者以外の当行株主であって、本公開買付けに応募されなかった当行株主に対し交付する当行の株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定される見込みです。

普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、（１）少数株主の権利保護を目的として会社法第 116 条及び第 117 条の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うこと、及び、その価格の決定について、一定期間内に当行との間に協議が調わないときは、裁判所に対して価格の決定の申立てをすることが、それぞれできる旨が定められており、また、（２）同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。しかしながら、（１）の株式買取請求権は、会社法の条文上「株主」の権利とされているところ、全部取得条項が付された株式の全部取得が行われた場合、本公開買付けに応募されなかった公開買付者以外の当行の株主に対しては当行の株式の 1 株に満たない端数のみが交付される予定であることから、1 株に満たない端数のみの交付を受ける者が当該株式買取請求権を行使し、会社法第 117 条に基づいて裁判所に価格決定の申立てを行ったとしても、当該申立て時点で 1 株に満たない端数しか保有していない者も「株主」としてかかる価格の決定の申立てが認められることになるか否かは、最終的には裁判所が判断することになるため、必ずしも明らかではありません。また、（２）の全部取得条項が付された株式の全部取得の決議が行われた場合における、取得価格の決定の申立てについては、上記の（１）のような問題はないものと考えておりますが、株主総会の日から 20 日以内に裁判所に対して申立てを行う等の会社法の定める要件を満たす必要があります。なお、これらの（１）又は（２）の方法による 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手續等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、公開買付者プレスリリースによると、①当行を会社法の規定する種類株式発行会社に変更し、②

当行の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、③当該株式の全部取得と引換えに当行の別個の株式を交付するという上記方法については、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株式所有割合及び公開買付者以外の当行株主による当行株式保有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者以外の当行の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しております。

新株予約権については、本公開買付けが成立したものの当行の新株予約権の全てを取得できなかった場合、公開買付者は、当行に対し、新株予約権を消却するために必要な手続を行うことを要請し、当行は、かかる要請に応じて、新株予約権を消却するために必要な手続を行う場合があります。

なお、公開買付者による本公開買付けも、当行による本書等を通じた本公開買付けに対する賛同表明も、上記株主総会における当行の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記全株取得にかかる記述は、法制度上の要請により可能性を記載するものであり、必ず実施されるものでもありません。上記の各手続における税務上の取扱については、株主各位の必要により税務専門家にご確認下さい。

なお、当行は、平成 20 年 2 月 4 日開催の取締役会において、公開買付者による本公開買付けが成立した場合には、平成 20 年 3 月末日を基準日とする期末配当（以下「今次期末配当」といいます。）を実施しないことを決議いたしました。これは、本公開買付けに関し、公開買付者が当行に対し、公開買付けが成立した場合、今次期末配当を実施しないよう要請していることに基づいております。公開買付者は今次期末配当の見込み額も考慮したうえで本公開買付けに係る買付等の価格を算定しているところ、今次期末配当の支払いを行った場合、本公開買付けに応募する株主と応募しない株主との間に経済的効果の差異が生じる可能性があるため、当行としても、本公開買付けが成立した場合における株主の皆様の間での公平性を確保することが望ましく、また、本公開買付けが成立した場合、剰余金の配当により株主への利益の還元を行うよりも、内部留保を充実し高い収益性が見込まれる新規投資を行うことなどにより当行の企業価値を高めることが株主の意思に適うものと判断し、本公開買付けの成立を条件として、今次期末配当を行わない旨を決議したものです。

（５）上場廃止となる見込みがある旨

当行の普通株式は株式会社東京証券取引所に上場されていますが、公開買付者は本公開買付け及びその後予定される一定の手続の結果として、公開買付者が合計で当行の発行済株式の 100%を取得することを目指しておりますので、公開買付者が本公開買付けにより一定割合以上の株式を取得した場合には、当行は株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程所定の基準に従い所定の手続を経て上場廃止となります。また、当該基準に直ちに該当しない場合でも、株式会社東京証券取引所に上場されている当行の株式は、その後当行がその全部を取得する場合にも上場廃止となります。上場廃止となった場合、当行の株式は株式会社東京証券取引所において取引できなくなり、これを将来売却することが困難になることが予想されます。なお、公開買付者は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数の下限を、本書の日付現在の当行の発行済株式の約 75%である 524,999 株としており、本公開買付けに応募された株券の総数がこれに満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。

（６）公開買付者と当行の株主との間における公開買付への応募に係る重要な合意に関する事項

当行は公開買付者より、当行の筆頭株主であり当行株式を238,365株（平成19年9月末時点における当行の発行済株式総数に対する所有株式の割合約34.05%）保有するエルエスエフ・ティー・エス・ホールディングス・エス・シー・エイ及び第二位の株主であり当行株式を238,362株（平成19年9月末時点における当行の発行済株式総数に対する所有株式の割合約34.05%）保有するエルエスエフ・トウキョウ・スター・ホールディングス・エス・シー・エイが、公開買付者との間で、それぞれが保有する当行株式の全てについて本公開買付けに応募することにつき合意している旨（なお、日本の金融商品取引法においては、公開買付けに応募した株主は、公開買付期間中いつでも公開買付けへの応募を撤回することができ、公開買付けに応募した株主が応募の撤回を行ったとしても、公開買付者は、当該応募の撤回に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することができない旨が規定されております。）報告を受けております。

3 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

7 公開買付者による買付け等の概要

添付資料の通り。

（添付資料） 平成20年2月4日付「株式会社東京スター銀行株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

以 上

本書面を通じて本件に関する情報を受領された方は、公開買付者が金融商品取引法施行令第30条第1項第1号に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開した時から12時間を経過するまでは、金融商品取引法第167条第3項及び金融商品取引法施行令第30条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として株式会社東京スター銀行の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当行は一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。

各 位

ジャパン・ブルー・スカイ・キャピタル・パートナーズ・エルピー
ジャパン・バンキング・インベストメント・パートナーズ・エルピー
トウキョウ・キャピタル・マネジメント・パートナーズ・エルピー
ケイマン・ストラテジック・パートナーズ・エルピー

株式会社東京スター銀行株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

ジャパン・ブルー・スカイ・キャピタル・パートナーズ・エルピー、ジャパン・バンキング・インベストメント・パートナーズ・エルピー、トウキョウ・キャピタル・マネジメント・パートナーズ・エルピー及びケイマン・ストラテジック・パートナーズ・エルピー（以下総称して「公開買付者ら」といいます。）は、株式会社東京スター銀行（以下「対象者」といいます。）の株式及び新株予約権を取得するため、下記のとおり、対象者の株券等に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始いたしますので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

本公開買付けは共同公開買付けであり、公開買付者らは、それぞれケイマン諸島法に基づき組成された免税リミテッド・パートナーシップ（以下「リミテッド・パートナーシップ」といいます。）です。公開買付者らを構成する4リミテッド・パートナーシップは、それぞれ独立した意思決定に基づき、本公開買付けにおける買付予定の下限を、本プレスリリースの日付現在の対象者の発行済株式の約75%である524,999株としたうえで、本公開買付けによって、公開買付者らは、本プレスリリースの日付現在保有する対象者株式1株との合計で対象者の発行済株式の100%（本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）末日までに新株予約権の行使により発行等した又は発行等される可能性のある対象者株式を含みます。以下、同様。）及び対象者により付与された全ての新株予約権を取得することを目指しております。なお、本公開買付けにおいて、各公開買付者が取得することが予定されている本公開買付けに応募のあった株券等（以下「応募株券等」といいます。）の割合は以下のとおりです。但し、かかる割合で配分した結果生じる1株未満となる普通株式及び1個未満となる新株予約権については全てCayman Strategic Partners, L.P.が買付けます。

・Japan Blue Sky Capital Partners, L.P.:

本公開買付けで公開買付者らが買付けを行う応募株券等の数について11.43%

・Japan Banking Investment Partners, L.P.:

本公開買付けで公開買付者らが買付けを行う応募株券等の数について24.90%

・Tokyo Capital Management Partners, L.P.:

本公開買付けで公開買付者らが買付けを行う応募株券等の数について21.71%

・Cayman Strategic Partners, L.P.:

本公開買付けで公開買付者らが買付けを行う応募株券等の数について41.97%

公開買付者らは、対象者の長期的な企業価値向上の実現という同じ目的を有することから、本公開買付けを共同して実施いたします。

公開買付者らは、それぞれ独立に、対象者に投資する事業を行うことを目的として組成された、国内外の投資家が資金を提供しているリミテッド・パートナーシップであり、アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合から、対象者に関する分析・調査等の情報提供、及び株式取得ストラクチャーに関するコンサルテーションをそれぞれ受けております。

公開買付者らは、対象者の筆頭株主であり対象者株式を238,365株(平成19年9月末時点における対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合約34.05%)保有するエルエスエフ・ティーエス・ホールディングス・エス・シー・エイ及び第二位の株主であり対象者株式を238,362株(平成19年9月末時点における対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合約34.05%)保有するエルエスエフ・トウキョウ・スター・ホールディングス・エス・シー・エイ(以下総称して「筆頭株主ら」といいます。)との間で、それぞれが保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募することにつき合意しております(なお、日本の金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。))においては、公開買付けに応募した株主は、公開買付け期間中いつでも公開買付けへの応募を撤回することができ、公開買付けに応募した株主が応募の撤回を行ったとしても、公開買付者は、当該応募の撤回に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することができない旨が規定されております。)。なお、対象者は、平成20年2月4日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同することを決議しております。

(2) 本公開買付けを実施する背景及びその後の経営方針

対象者は、昭和25年に相互銀行として創立された株式会社東京相和銀行の資産、負債、顧客基盤を引き継いで平成13年6月に創業して以来、「Financial Freedom (ファイナンシャル・フリーダム) ～ お客さまをお金の心配から解放する～」を使命に掲げ、世界の中で最も尊敬される企業の一つになることを目標に、顧客との長期的な信頼関係の構築を目指し、他行とは異なる独自性の高い戦略やアプローチで、革新的で付加価値の高い金融商品・サービスを提供し、成長を達成してきました。法人向け与信業務では、近年のメガバンク統合により新たに生まれる「市場の隙間」の顧客をターゲットに設定し、主に中小企業向けに高付加価値なファイナンス商品を提案型営業により提供し、不動産ノンリコースローン等既存金融機関との競合度が低い分野への注力を通じた競合優位性の追求によって、法人向け貸出残高の成長を実現しています。個人向け与信業務でも、家計面で「不安を解消したい」あるいは「アドバイスを求めている」顧客をターゲットに設定し、総合的な金融アドバイスを提供する場として「ファイナンシャルラウンジ」を設置する等、親しみやすい銀行としてのブランド戦略を展開した上で、預金連動型「スターワン住宅ローン」やおまとめローン「バンクベスト」等、新商品を開発・提供することによって、顧客の支持を獲得することに成功し、個人顧客向け貸出残高についても成長を実現しています。一方、経費率は低減されてきており、効率的な運営体制を構築することに成功しています。

今後については、銀行業界の再編の進展や異業種からの参入も含めたノンバンクからのサービス提供範囲の拡大に伴い、金融市場は競争の激化が予想されます。対象者が顧客サービスの向上を図り、今後も競争力を維持するためには、新たな金融商品の開発・投入、新たな地方市場への進出等、大きな投資を要する施策をより積極的に展開することが必要であると、公開買付者らは考えております。他方で、長期的な成長に必要なこれらの施策は、短期的な業績向上には直接結びつかない一面も有していることから、当該施策を実行した後の当面の間は、目に見える形での企業価値向上の実現が難しくなる可能性があるとして、公開買付者らは考えております。

こうした中、公開買付者らは、本公開買付け後、対象者の企業価値向上に資するべく、公開買付者ら及びアドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合のもつ経営及び財務ノウハウや、金融事業領域における知見及びネットワーク等を活用し、対象者による事業戦略立案・実行計画策定への支援に加えて、新たな金融商品の開発・投入、新たな地方市場への進出を含むチャネルの拡大など、大きな投資を要する施策も含めて、積極的かつ多様な支援を行ってまいります。

なお、対象者の企業価値の一層の向上には一定の期間を要することから、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者らは3年以上の期間、持分を保持して企業価値向上を支援していく所存であります。

(3) 全株取得の目的

公開買付者らは、こうした施策を実行し、長期的な収益成長を実現して、対象者が永続的かつ安定的に事業を続けていくためには、企業統治のあり方について、中長期的視点で継続的かつ実質的なサポートを行うことが可能な少数の株主にガバナンスを一本化し、経営陣が戦略の遂行に集中できる期間を持つことが必須であると考えております。公開買付者らは、対象者の長期的な企業価値向上の実現に資するよう、ガバナンスを公開買付者らに集中するべく本公開買付けを共同して実施し、原則非公開化を行うことにより集中的に企業価値の向上を図ることを本公開買付けの目的としています。また、本公開買付けは、対象者の取締役会の賛同のもと、機動的な意思決定を可能にするため、合計して対象者の発行済株式の100%を取得することを目指して行われ、公開買付者らは、本公開買付けの終了後、対象者の取締役の追加選任を行い、公開買付者らが推薦する者を対象者の取締役に就任させる意向です。本公開買付けの終了後の対象者の代表執行役及び取締役の個別具体的な

人選を含めた最適な体制については、今後対象者の経営陣とも協議の上、決定いたします。なお、本公開買付けは対象者の経営陣の依頼に基づくものではありませんが、対象者の取締役兼代表執行役である、タッド・バッジ氏、ロバート・エム・ベラーディ氏及び入江優氏の3名を含む業務執行を担う主要経営陣については、公開買付者らの依頼に基づき、原則として本公開買付け後も引き続き対象者の経営に携わっていくことについて了解していただいております。

対象者の株式は株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に上場されていますが、公開買付者らは本公開買付け及びその後に予定される一定の手続の結果として、公開買付者らが合計で対象者の発行済株式の100%を取得することを目指しておりますので、公開買付者らが一定割合以上の株式を取得した場合には、対象者は東京証券取引所の有価証券上場規程所定の基準に従い所定の手続を経て上場廃止となります。また、当該基準に該当しない場合でも、東京証券取引所に上場されている対象者の株式は、対象者がその全部を取得する場合にも上場廃止となります。上場廃止となった場合、対象者の株式は東京証券取引所において取引できなくなり、これを将来売却することが難しくなります。なお、公開買付者らは本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数の下限を、本プレスリリースの日付現在の対象者の発行済株式の約75%である524,999株としており、本公開買付けに応募された株券の総数がこれに満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。

(4) 本公開買付けの後に想定される組織再編等への補足

公開買付者らは、対象者の長期的な収益成長を実現させるため、及び現在まで対象者を支援してきた既存株主に対して、公正な価格での最も効率的な株式売却の機会を提供するため本公開買付けを行うこととしましたが、本公開買付けで対象者の全株式を取得できなかった場合には、以下の方法により対象者の株主に対して対象者株式売却の機会を提供しつつ、合計して対象者の発行済株式を100%取得することを目指しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者らは、(1)対象者を会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)の規定する種類株式発行会社に変更すること、(2)対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付すこと、(3)対象者の当該株式の全部取得と引換えに別個の普通株式を交付すること、及び(4)当該株式の1株に満たない端数しか受け取ることができない株主に対して、法令の手続に従い、当該端数の合計数を売却することによって得られる金銭を交付することにより、合計して対象者の発行済株式を100%取得することを目指しております。

公開買付者らは、以上の(1)ないし(3)を付議議案に含む株主総会の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者らは、本公開買付けが成立した場合には、それぞれの独立した意思決定として、上記の株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得され、対象者の株主には当該取得の対価として対象者の別個の株式が交付されることとなりますが、当該株式の上場申請は行われず予定。対象者の株主でかかる株式の1株に満たない端数しか受け取れない株主に対しては、会社法及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。)に定める手続に従い、当該端数の合計数を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。この点、当該端数の合計数の売却の結果当該株主に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格を基準として算定する予定ですが、この金額が時間の経過による価値の変動等の要因により、本公開買付けの買付価格と異なることが起こり得ます。

本公開買付けが成立した場合、公開買付者らは、対象者に対して、平成20年3月末日を基準日とする期末配当(以下「今次期末配当」といいます。)を実施しないように要請しております。これは、公開買付者らは、今次期末配当の見込み額も考慮したうえで、買付等の価格を算定しているところ、今次期末配当の支払いを行った場合には、本公開買付けに応募する株主と応募しない株主との間に経済的効果の差異が生じる可能性がありますので、かかる経済的効果の差異を踏まえ、本公開買付けに応募する株主と応募しない株主との間の格差の発生を防ぐために要請するものです。なお、対象者は平成20年2月4日に、本公開買付けが成立した場合には、今次期末配当を実施しない旨を公表しております。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の数は本プレスリリースの日付現在未定であります。公開買付者らが合計して対象者の発行済株式を100%取得するよう、本公開買付けに応募されなかった公開買付者ら以外の対象者の株主に対し交付しなければならない対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される見込みです。

普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(i)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条の定めに従って、株主がその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められてお

り、また、(ii)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、当該株式の取得価格決定の申立てを行うことができる旨が定められております。しかしながら、(i)の株式買取請求権は、会社法の条文上「株主」の権利とされているところ、全部取得条項が付された株式の全部取得が行われた場合、本公開買付けに応募されなかった公開買付者ら以外の対象者の株主に対しては対象者の株式の1株に満たない端数のみが交付される予定であることから、1株に満たない端数のみの交付を受ける者が当該株式買取請求権を行使し、会社法第117条に基づいて裁判所に価格決定の申立てを行ったとしても、当該申立て時点で1株に満たない端数しか保有していない者も「株主」としてかかる価格決定の申立てが認められることになるか否かは、最終的には裁判所が判断することになるため、必ずしも明らかではありません。また、(ii)の全部取得条項が付された株式の全部取得が行われた場合における、取得価格決定の申立てについては、上記の(i)のような問題はないものと考えておりますが、株主総会の日から20日以内に裁判所に対して申立てを行う等の会社法の定める要件を満たす必要があります。なお、これらの(i)又は(ii)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格と異なることがあり得ます。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、(1)対象者を会社法の規定する種類株式発行会社に変更し、(2)対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、(3)当該株式の全部取得と引換えに対象者の別個の株式を交付するという上記方法については、関連法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者らの株式所有割合及び公開買付者ら以外の対象者株主の対象者の株式の保有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者ら以外の対象者の株主に対しては、最終的に現金を交付する方法の採用を予定しております。

新株予約権については、本公開買付けが成立したものの対象者の新株予約権の全てを取得できなかった場合、公開買付者らは、対象者に対し、新株予約権を消却するために必要な手続を行うことを要請し、対象者は、かかる要請に応じて、新株予約権を消却するために必要な手続を行う場合があります。

なお、本公開買付けは、上記株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記全株取得にかかる記述は、法制度上の要請により可能性を付するものであり、必ず実施されるものでもありません。上記の各手続における税務上の取扱については、株主各位の必要により税務専門家にご確認下さい。

2. 買付け等の概要

(1)対象者の概要

1) 商 号	株式会社東京スター銀行	
2) 事 業 内 容	銀行業務、その他業務	
3) 設 立 年 月 日	平成13年6月11日	
4) 本 店 所 在 地	東京都港区	
5) 代表者の役職・氏名	取締役兼代表執行役頭取最高経営責任者(CEO) タッド・バッジ	
6) 資 本 金	210億円	
7) 大株主及び持株比率	エルエスエフ・ティー・エス・ホールディングス・エス・シー・エイ	34.05%
	エルエスエフ・トウキョウ・スター・ホールディングス・エス・シー・エイ	34.05%
8) 買付者と対象者の関係等	資 本 関 係	公開買付者らのうち、ジャパン・ブルー・スカイ・キャピタル・パートナーズ・エルピーが対象者の普通株式1株を保有しております。
	人 的 関 係	該当事項はありません
	取 引 関 係	該当事項はありません
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません

(2)買付け等の期間

1) 届出当初の買付け等の期間

平成20年2月5日(火曜)から平成20年3月6日(木曜)まで(22営業日)

2) 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、公開買付期間の末日は平成20年3月18日(火曜日)となります。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、360,000円、新株予約権1個につき1円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

1) 算定の基礎

1. 普通株式

公開買付者らは、平成19年初頭からの対象者の筆頭株主らが自らの保有する対象者の株式の購入に係る打診を複数の買付候補者を実施したことに始まるいわゆる入札プロセスに参加し、第一次入札通過後、対象者の経営上の課題及び将来の潜在的成長力、その実現のための戦略について話し合ってきました。その結果、平成19年4月からの第二次入札及びその後の交渉において、公開買付者らは、入札プロセスという競争状態において、他の複数の買付候補者との比較において優位に立つべく入札価格を提示したこと等により、平成19年12月21日、最終的に普通株式1株当たりの買付価格を360,000円とする公開買付契約を締結いたしました。

公開買付者らは、対象者の中長期的な企業価値の向上に資するために対象者の発行済株式の100%及び対象者により付与された全ての新株予約権の取得を目標として本公開買付けを実施することを決定しております。公開買付者ら及び公開買付者らへの資金提供者に直接又は間接的にサービスを提供するアドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合は、企業価値の算定にあたり、かかる対象者の連結ベースの純資産額(平成19年3月期)102,322百万円、当期純利益(対象者が平成19年9月14日に発表した平成20年3月期の予想数値)23,000百万円といった対象者の財務データを含む対象者の財務状況を参考とし、かつ、入札プロセスに参加し、その後筆頭株主らと交渉するにあたり対象者から提供された資料の検証や対象者の経営陣との話し合いを経て、公開買付者らが本公開買付け後に主要株主となった後に実現できる事業計画を精緻に構築・検証し、これらの要素を総合的に勘案した結果として、本公開買付けの買付価格を普通株式1株当たり360,000円とすることに決定いたしました。なお、本公開買付けの価格の算定に際し、第三者機関の算定書は取得しておりません。

公開買付者らが本公開買付けに関する公表を行った平成19年12月21日の前営業日までの過去1ヶ月間及び過去3ヶ月間の東京証券取引所における対象者普通株式の売買価格の終値の単純平均値はそれぞれ324,810円、331,661円であり、公開買付者らが上記のとおり総合的に勘案して導き出した本公開買付けの買付価格は、当該単純平均値に対してそれぞれ10.8%、8.5%上回る金額となります。また、筆頭株主らの保有する対象者の株式の移動に関する報道等の要因により、平成19年12月14日以降の対象者の市場株価は大きく上昇しております。報道された平成19年12月13日までの過去1ヶ月間及び過去3ヶ月間の東京証券取引所における対象者普通株式の売買価格の終値の単純平均値はそれぞれ314,762円、330,033円であり、公開買付者らが上記のとおり総合的に勘案して導き出した本公開買付けの買付価格は、当該単純平均値に対してそれぞれ14.4%、9.1%上回る金額となります。

2. 新株予約権

本プレスリリースの日付現在において、対象者の新株予約権について、対象者普通株式1株当たりの行使価額は本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格である360,000円を上回っております。対象者の新株予約権は、対象者の執行役、使用人及び対象者の子会社の取締役に対してストックオプションとして発行されたものであり、新株予約権者は対象者との割当契約に基づき、第三者に対して、新株予約権の全部又は一部につき、譲渡、質入その他一切の処分をすることができないとされております。そのため、公開買付者らは、本公開買付けにより当該新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されますことから、上記のとおり、新株予約権の買付価格を1円とすることに決定いたしました。

(注)平成19年3月期の財務データについては、対象者の第6期有価証券報告書(提出日:平成19年6月26

日)に基づく数値を、平成20年3月期の財務データについては対象者が平成19年9月14日に発表した予想数値を用いております。

2) 算定の経緯

1. 普通株式

公開買付者らは、平成19年初頭からの対象者の筆頭株主らが自らの保有する対象者の株式の購入に係る打診を複数の買付候補者を実施したことに始まるいわゆる入札プロセスに参加し、第一次入札通過後、対象者の経営上の課題及び将来の潜在的成長力、その実現のための戦略について話し合ってきました。その結果、平成19年4月からの第二次入札及びその後の交渉において、公開買付者らは、入札プロセスという競争状態において、他の複数の買付候補者との比較において優位に立つべく入札価格を提示したこと等により、平成19年12月21日、最終的に普通株式1株当たりの買付価格を360,000円とする公開買付契約を締結いたしました。

公開買付者らは、対象者の中長期的な企業価値の向上に資するために対象者の発行済株式の100%及び対象者により付与された全ての新株予約権の取得を目標として本公開買付けを実施することを決定しております。公開買付者ら及び公開買付者らへの資金提供者に直接又は間接的にサービスを提供するアドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合は、企業価値の算定にあたり、かかる対象者の連結ベースの純資産額(平成19年3月期)102,322百万円、当期純利益(対象者が平成19年9月14日に発表した平成20年3月期の予想数値)23,000百万円といった対象者の財務データを含む対象者の財務状況を参考とし、かつ、入札プロセスに参加し、その後筆頭株主らと交渉するにあたり対象者から提供された資料の検証や対象者の経営陣との話し合いを経て、公開買付者らが本公開買付け後に主要株主となった後に実現できる事業計画を精緻に構築・検証し、これらの要素を総合的に勘案した結果として、本公開買付けの買付価格を普通株式1株当たり360,000円とすることに決定いたしました。なお、本公開買付け価格の算定に際し、第三者機関の算定書は取得しておりません。他方、対象者は平成20年2月4日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同を表明する決議をしています。

2. 新株予約権

本プレスリリースの日付現在において、対象者の新株予約権について、対象者普通株式1株当たりの行使価額は本公開買付けの普通株式1株当たりの買付価格である360,000円を上回っております。対象者の新株予約権は、対象者の執行役、使用人及び対象者の子会社の取締役に対してストックオプションとして発行されたものであり、新株予約権者は対象者との割当契約に基づき、第三者に対して、新株予約権の全部又は一部につき、譲渡、質入その他一切の処分をすることができないとされております。そのため、公開買付者らは、本公開買付けにより当該新株予約権を買い付けたとしても、これを行使できないと解されますことから、上記のとおり、新株予約権の買付価格を1円とすることに決定いたしました。

(注)平成19年3月期の財務データについては、対象者の第6期有価証券報告書(提出日:平成19年6月26日)に基づく数値を、平成20年3月期の財務データについては対象者が平成19年9月14日に発表した予想数値を用いております。

(5) 買付予定の株券等の数

株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定の下限	株式に換算した買付予定の上限
524,999 (株)	524,999 (株)	— (株)

- (注1) 応募株券等の総数が「株式に換算した買付予定の下限」(以下「買付予定数」といいます。524,999 株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数以上のときは、応募株券等の全部の買付けを行います。
- (注2) 公開買付期間末日までに新株予約権の行使により発行等した又は発行等される可能性のある対象者株式も本公開買付けの対象としております。
- (注3) 株券等のうち新株予約権証券については、新株予約権の発行要項に基づき、新株予約権 1 個当たり 5 株として換算しています。
- (注4) 対象者の第7期中半期報告書(提出日:平成19年12月25日)に記載された数値を基準とすると、本公開買付けにより公開買付者らが取得する株券等の数の最大の数値は、平成19年9月30日現在の発行済株式総数

(700,000株)から、本公開買付けにおいて取得する予定のない公開買付者が現在保有する株式数(1株)を控除し、新株予約権の行使により発行等した又は発行等される可能性のある対象者株式の最大数(5,350株)を加えた株式数(705,349株)(以下「最大買付株式数」といいます。)です。

- (注5) 応募株券等のうち、Japan Blue Sky Capital Partners, L.P.がその11.43%を、Japan Banking Investment Partners, L.P.がその24.90%を、Tokyo Capital Management Partners, L.P.がその21.71%を、Cayman Strategic Partners, L.P.がその41.97%を買付けます。但し、かかる割合で配分した結果生じる1株未満となる普通株式及び1個未満となる新株予約権については全てCayman Strategic Partners, L.P.が買付けます。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	1 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買 付 予 定 の 株 券 等 に 係 る 議 決 権 の 数	524,999 個	(買付け等後における株券等所有割合 74.43%)
対象者の総株主の議決権の数	700,000 個	

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(524,999株)の株券等に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の第7期中半期報告書(提出日:平成19年12月25日)に記載された平成19年9月30日現在の総株主の議決権の数です。
- (注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。
- (注4) 公開買付者らは、応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行いますので、買付け等の後における株券等所有割合は最大で100.00%となる可能性があります。

(7) 買付代金

188,999,640,000 円

(8) 決済の方法

- 1) 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

- 2) 決済の開始日

平成 20 年 3 月 14 日(金曜日)

(注) 法第 27 条の 10 第 3 項の規定により公開買付期間が延長された場合には平成 20 年 3 月 27 日(木曜日)

- 3) 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした各本店又は全国各支店にてお支払いします。

(9) その他買付け等の条件及び方法

- 1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数(524,999株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数(524,999株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イないしリ及びびツないしソ、第2号、第3号イないしチ、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に、株式の分割その他の令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準に従い買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、本公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに応募受付けをした公開買付代理人(復代理人にて応募受付けをした場合には復代理人)の各本店又は全国各支店に解除書面(公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面)を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。

なお、公開買付者らは応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者らの負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに返還します。

5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者らは、法第27条の6第1項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(10)公開買付開始公告日 平成20年2月5日(火曜日)

(11)公開買付代理人

大和証券エスエムビーシー株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

なお、公開買付代理人は、その事務の一部を再委託するために下記の復代理人を選任しております。

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

3. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者は、平成 20 年 2 月 4 日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同すること、並びに本公開買付けの成立を条件として、今次期末配当を実施しないことを決議しております。

本公開買付けの終了後の対象者の代表執行役及び取締役の個別具体的な人選を含めた最適な体制については、今後対象者の経営陣とも協議の上、決定いたします。なお、本公開買付けは対象者の経営陣の依頼に基づくものではありませんが、対象者の取締役兼代表執行役であるタッド・バッジ氏、ロバート・エム・ベラーディ氏及び入江優氏の 3 名を含む、業務執行を担う主要経営陣については、公開買付者らの依頼に基づき、原則として本公開買付け後も引き続き対象者の経営に携わっていくことについて了解していただいております。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者の株式は東京証券取引所に上場されていますが、公開買付者らは本公開買付け及びその後に予定される一定の手續の結果として、公開買付者らが合計で対象者の発行済株式の 100%を取得することを目指しておりますので、公開買付者らが一定割合以上の株式を取得した場合には、対象者は東京証券取引所の有価証券上場規程所定の基準に従い所定の手續を経て上場廃止となります。また、当該基準に該当しない場合でも、東京証券取引所に上場されている対象者の株式は、公開買付者らがその全部を取得する場合にも上場廃止となります。上場廃止となった場合、対象者の株式は東京証券取引所において取引できなくなり、これを将来売却することが難しくなります。対象者は、平成 20 年 2 月 4 日に、本公開買付けが成立した場合には、今次期末配当を実施しない旨を公表しております。

<ご注意事項>

- * このプレスリリースは、公開買付者らによる対象者に対する本公開買付けに関する事項を一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。
- * このプレスリリースには、公開買付者らが対象者株式を取得した場合における、公開買付者らの考え方に基づく、事業展開の見通し等を記載しております。実際の結果は多くの要因によって、これらの見通しから大きく乖離する可能性があります。
- * このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入の申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース(若しくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- * 国又は地域によっては、このプレスリリースの発表又は配布に法令上の制限又は制約が課されている場合がありますので、それらの制限又は制約に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、このプレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにならず、情報としての資料配布とみなされるものとします。

本件に関するお問い合わせ先:

アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合(公開買付者らに対する日本におけるサービス提供者)

03-5425-8210

以 上